

店頭外国為替証拠金取引説明書

2018年7月16日版

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、
本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、お客さまの資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

■ 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引についてお客さまが預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。相場状況の急変により、ビッド価格とオファー価格のスプレッド幅が広がることや、意図した取引ができない可能性があります。取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

取引手数料は無料です。詳しくは、別途規定する各商品の取引要綱をご参照ください。

お客さまが注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

■ カウンターパーティー一覧

当社は、お客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

- 株式会社みずほ銀行（銀行業）
Mizuho Bank, Ltd.
- 株式会社三井住友銀行（銀行業）
Sumitomo Mitsui Banking Corporation
- 株式会社三菱UFJ銀行（銀行業）
MUFG Bank, Ltd.
- ノムラ・インターナショナルPLC
(証券業：FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構])
Nomura International PLC
- Australia and New Zealand Banking Group Limited
(銀行業：Australian Prudential Regulation Authority
[APRA オーストラリア健全性規制庁])

- バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ
 (銀行業：OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会])
 Bank of America, N.A.
- バークレイズ銀行 (銀行業：FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構])
 Barclays Bank Plc
- ビー・エヌ・ピー パリバ (金融業：AMF [フランス金融市場庁])
 BNP PARIBAS
- シティバンク、エヌ・エイ
 (銀行業：OCC [米国通貨監督庁] / FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構])
 CITIBANK, N.A.
- スタンダードチャータードバンク
 (銀行業：/ FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構])
 Standard Chartered Bank
- COMMERZBANK AG (銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])
- クレディ・スイス銀行 (銀行業：FINMA [連邦金融市場監督機構] (スイス))
 Credit Suisse AG
- ドイツ銀行 (銀行業：BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])
 Deutsche Bank AG
- 香港上海銀行 (HSBC) (銀行業：HKMA [香港金融管理局])
 The Hong Kong and Shanghai Banking Corporation Limited
- JP モルガン・チェース銀行
 (銀行業：OCC [米国通貨監督庁] / FRB [連邦準備制度理事会])
 JPMorgan Chase Bank, N.A.
- ロイヤル・バンク・オブ・カナダ
 (銀行業：FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構])
 Royal Bank of Canada
- ナットウエスト・マーケッツ・ピーエルシー
 (銀行業：FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構])
 NatWest Markets Plc

- ソシエテジェネラル銀行（銀行業：AMF [フランス金融市場庁]）
SOCIETE GENERALE
- ステート・ストリート銀行
（銀行業：Federal Reserve Bank of Boston [ボストン連邦準備銀行]）
State Street Bank and Trust Company
- UBS 銀行（銀行業：FINMA [連邦金融市場監督機構]（スイス））
UBS AG
- ゴールドマン・サックス・インターナショナル
（証券業：FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構]）
Goldman Sachs International
- モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー
（金融商品取引業：FCA [英金融行為機構] / PRA [英健全性規制機構]）
Morgan Stanley & Co. International plc
- SBI リクイディティ・マーケット株式会社（リクイディティ プロバイダー）
SBI Liquidity Market Co., Ltd.

お客さまから預託を受けた証拠金は、金融商品取引業等に関する内閣府令に則り、その金額を株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

■ 店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

当社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

1. 取引の方法

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引の取引内容は次のとおりです。なお、ここでは各商品の共通項目について説明しておりますので、詳細は各商品の取引要綱をご参照ください。また、店頭外国為替証拠金取引等に関わる行為は、各商品の口座で行われるためご注意ください。

- a. 取引の対象は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- b. 取引単位は、各商品の取引要綱をご参照ください。

- c. 取引提示価格の最小単位は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- d. 当社が各通貨ペアごとにオファー価格とビッド価格を同時に提示し、お客さまはオファー価格で買い付け、ビッド価格で売り付けることができます。当社は通常、提携カバー先から配信された取引提示価格を参考にして、当社基準にて決定されたオファー価格とビッド価格を取引価格として提示します。オファー価格とビッド価格にはスプレッド差があり、オファー価格はビッド価格よりも高くなっています。ただし、当社提携カバー先にて取引提示価格が提示されない場合など、市場の状況によっては、上記の価格決定方法によらず、当社裁量によりオファーとビッドの価格を提示する場合があります。加えて、当社は提携カバー先から配信された価格を含め、市場がお客さまに安定的で適切な価格を提供できる状況にないと判断した場合には、新規注文の受付、約定、変更を停止します。具体的には、①適切なカバー取引を提供する金融機関が激減する、②適切な価格でカバー注文が発注できないまたは成約できない状況、③短期間で価格が極端に変動し適正な価格の判断が困難になる、といった状況が想定されます。また、状況がさらに悪化した場合、または市場に適正と思われる価格がなくなったような場合には、取引価格の配信自体を停止し決済注文の受付、約定、変更を停止します。その後状況が改善し、市場がお客さまに安定的で適切な価格を提供できる状況に復したと当社が判断した場合には、取引価格の配信および新規注文または決済注文の受付、約定、変更を再開します。なお、取引価格の配信停止または決済注文の約定停止をした場合、お客さまの指値、逆指値、強制ロスカットも再開時の価格で約定することになり、場合によってはお客さまが預託された資産以上の損失が発生する場合があります。また、取引価格の配信を停止していない通貨ペアはお取引いただけますが、お客さまが取引価格の配信を停止した通貨ペアの建玉をお持ち場合には、証拠金計算には停止直前の価格が用いられ、配信再開時の価格と大きく乖離している可能性もあります。
- e. 建玉の「最終決済」は、各商品の取引要綱をご参照ください。
- f. 最終決済が行われない場合、当社裁量により毎営業日自動的にロールオーバーされ、「決済日 (Value Date)」が更新されます。
- g. ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、お客さまが受け取る場合の方が、お客さまが支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。
- h. お客さまの証拠金維持率が当社所定の水準を割り込んだ場合、お客さまの建玉を強制的に決済します。（これを「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「2. 取引証拠金」の「(7)強制ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
- i. 「決済日 (Value Date)」は、原則として銀行間取引市場のルールに従い、当該取引を行った日の翌々営業日とします。ただし、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

2. 取引証拠金

(1) 取引証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、(2)の必要証拠金以上の額を、事前に各商品の口座に差し入れて下さい。

(2) 必要証拠金の額

必要証拠金額は各商品の取引要綱をご参照ください。

(3) 維持証拠金の額

維持証拠金額は各商品の取引要綱をご参照ください。なお、各通貨ペアにおける売りの建玉の合計と買いの建玉の合計とを比較し、建玉の合計の多い方に対して証拠金が必要となります。

(4) 現金の出金、口座間振替

口座清算価値のうち、各通貨の現金部分は、口座清算価値が必要証拠金の額を下回らない範囲で口座間振替、または出金することができます。

(5) 評価損益

お客様の建玉は当社の評価レートによって値洗いされ、その損益は評価損益としてお客様の口座清算価値に反映されます。

(6) 有価証券等による充当

当社では、有価証券等による取引証拠金の充当は行っておりません。

(7) 強制ロスカットの取扱い

証拠金維持率が 100% を割り込んだ場合は、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社の裁量により、お客様の計算において建玉の全てを最終決済します。また、当社が取引価格の配信を停止した場合には、その間の相場の動向によっては、配信再開時の取引価格がお客様の建玉のロスカットレベルを割り込む場合もあるため、再開と同時にお客様の建玉が強制ロスカットの対象となる可能性があります。その場合には、再開時の取引価格を基準とする成行注文による決済となりますので、必ずしも再開時の取引価格で強制ロスカットが約定処理されるとは限りません。また、想定のロスカットレベル付近で強制ロスカットが発動した場合に比べ大きな損失が発生する可能性があり、相場の動向によってはお客様からお預かりした証拠金以上の損失が発生する場合があります。

(8) 取引証拠金を所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

当社が請求した取引証拠金をお客様が所定の日時まで差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において建玉の決済を行うことができます。

(お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(9) 取引証拠金の返還

お客様が上記 (4) で出金可能となる証拠金の返還を請求したときは、原則として請求の 4 営業日以内に返還します。

3. 決済に伴う金銭の授受

(1) 受渡決済の場合

取引対象の通貨を、当該取引通貨の約定価格に基づいて算出された受渡決済価額にて、これを授受します。

(2) 差金決済の場合

決済に伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

「決済日 (Value Date)」に確定した売建玉と買建玉の取引組合せにおいて、

取引対象通貨の取引数量 × 約定価格差

(注) 約定価格差とは、反対売買に係る約定価格と当該反対売買の対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

(3) スワップポイントの場合

建玉のロールオーバーによって発生するスワップポイントは、決済日（Value Date）に現金残高として加算・減算します。

4. 益金に係る税金

(1) 個人のお客さまの場合

2012年1月1日以降、個人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイントの収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

(2) 法人のお客さまの場合

法人のお客さまが行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問合せ下さい。

5. カバー取引

当社は、お客さまの注文の約定により当社において発生する為替変動リスクを回避するため、カバー取引を行っています。

具体的には、対当（同一通貨ペアで売り買いが反対）する他のお客さまの約定で為替変動リスクを相殺（マリ一）しきれなかった約定数量の合計が一定量を超えた場合などに、その時点で最も条件の良い価格を提示しているカバー取引先に対し、当社のディーリングデスクまたはシステムがカバー取引を発注します。

■ 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客さまが当社と店頭外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

- a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の取引概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の「口座開設申込書/口座設定確認書」をご提出下さい。

b. 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に店頭外国為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書「口座開設申込書/口座設定確認書」を差し入れ、店頭外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要です。

(2) 注文の指示事項

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の指定する時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

当社は注文を受けたときは、当社がその取引相手方となって取引を成立させます。(相対取引)

- a. 通貨ペア
- b. 売買の別
- c. 新規・決済の別
- d. 注文数量
- e. 注文の種類、および関連する事項
- f. 注文レート
- g. 注文の有効期限
- h. その他、お客さまの指示によることとされている事項

(3) 証拠金の差入れ

店頭外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社が証拠金を受け入れたときは、電磁的方法にてお客さまにこれを通知します。

(4) 建玉の結了

建玉を結了するには、お客さまの指定するところに従い、最終決済をする必要があります。なお、建玉の結了方法は、各商品の取引要綱に準じます。

(5) 両建て

両建ては、お客さまの指定するところに従い行うことは可能ですが、お客さまにとって、オファー価格とビッド価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担する場合があること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあるため、当社ではお勧めしておりません。また、決済注文を行う際、新規注文として注文入力を行った場合、結果として両建てとなることとなりますので、ご注意ください。

(6) 注文をした取引の成立

注文をした店頭外国為替証拠金取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書および残高報告書（以下、「取引報告書等」という）をお客さまに交付します。

(7) 手数料

当社の手数料は、各商品の取引要綱のとおりです。

(8) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間

の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高等を記載した取引報告書等を作成して、電磁的方法によりお客さまに交付します。

(9) 電磁的方法による書面の交付

当社から書面の交付は、原則として電磁的方法により交付いたしますので、その旨ご承諾ください。

(10) その他

当社からお客さまへの通知書や報告書の内容は、当社がお客さまの閲覧に供した後、速やかにご確認いただくものとします。特に、日次の取引報告書等の内容は、その報告書の作成基準日の翌営業日までに、ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容においてお客さまがご了承いただいたものとします。

店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくはカスタマーデスクにお尋ね下さい。

TEL. 0120-30-8806

■ 店頭外国為替証拠金取引に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- h. 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは従業員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（顧客が個人の場合は、想定元本の4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場

合)には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合)にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること

- x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広がるよう設定しておくを含む。)
- y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

■ 当社の概要

1. 当社の概要

会社名	セントラル短資FX株式会社 (英文社名 Central Tanshi FX Co., Ltd.)
所在地	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3丁目3番地14号
TEL	03-6631-7100 (代表)
URL	https://www.central-tanshifx.com/
設立	2002年3月
資本金	1,319,650,000円
代表者	代表取締役社長 松田 邦夫
業務内容	金融商品取引業(第一種金融商品取引業、投資助言・代理業)
登録番号	関東財務局長(金商)第278号
兼業業務	○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営 ○外国為替の情報配信サービス ○外貨両替サービスの紹介
加入する協会	一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

2. 当社への連絡方法

代表電話	TEL. 03-6631-7100
カスタマーデスク	
TEL. 0120-30-8806	Eメール: support@central-tanshifx.com
お問い合わせフォーム: https://www.central-tanshifx.com/support/about/	
苦情受付窓口 お客さま相談窓口	
TEL. 0120-92-2788	Eメール: compliance@central-tanshifx.com

■ 指定紛争解決機関の連絡先

苦情処理・紛争解決における指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）	
電話番号	0 1 2 0 - 6 4 - 5 0 0 5 （フリーダイヤル）
U R L	https://www.finmac.or.jp

■ 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

- 維持証拠金（いじしょうこきん）
建玉を維持する為に必要な証拠金をいいます。
- 受渡決済（うけわたしけっさい）
店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取るにより決済する方法をいいます。
- 売建玉（うりたてぎよく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- オファー [アスク]
金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で買い付けることができます。
- 買建玉（かいたてぎよく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
- カバー取引（カバーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。
- 強制充当（きょうせいじゅうとう）
取引口座において通貨別の口座資産に不足額が生じている場合、不足額が生じている口座資産を両替することにより当該不足金を相殺充当することをいいます。強制充当はお客さまの口座の損失の拡大防止を目的とし、別途規定する当社基準に基づき行われます。
- 強制ロスカット（きょうせいロスカット）
お客さまの損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客さまの建玉を強制的に決済することをいいます。
- 金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）
店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- 決済注文（けっさいちゅうもん） [仕切注文] [しきりちゅうもん]
建玉を最終決済するために行う取引をいいます。
- 決済日（けっさいび）
外国為替の銀行間取引市場における通貨交換日のことで、資金の決済日をいいます。通常、取引日の2営業日後となります。この決済日のことをバリューデート(Value Date)ともいいます。
- 口座間振替（こうざかんふりかえ）
同一名義の異商品口座間でお客さまの証拠金の一部または全部を振り替えることをいいます。

- 口座資産（こうざしきん）
当社の取引口座内において、現金残高に実現予定損益を加算または減算した金額をいいます。現金及び決済日に現金化予定の確定損益額の合計額です。
- 口座清算価値（こうざせいさんかち）
口座資産に評価損益を加算または減算し、当該数値から出金依頼額を減算したものをいいます。
- 最終決済（さいしゅうけっさい）
差金決済または受渡決済のいずれかをいいます。
- 裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）
訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- 差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- 自動売買取引（じどうばいばいとりひき）
システムトレードともいい、お客さまがあらかじめ選択したストラテジに従って自動で行う売買取引をいいます。
- 実現予定損益（じつげんよていそんえき）
当社取引において、差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、決済日を迎えないことにより、未だ現金化されていない金額をいいます。
- 証拠金維持率（しょうきんいじりつ）
お客さまの口座清算価値と維持証拠金の割合を示したものです。
証拠金維持率は次の計算式にて求められます。
証拠金維持率（%）＝口座清算価値÷維持証拠金×100
- 新規注文（しんきちゅうもん）
新たに発注する買建玉あるいは売建玉注文のことをいいます。
- ストラテジ
自動売買取引を行う際、あらかじめその取引方法等をプログラム化したものをいいます。
- スワップポイント
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。
- スリッページ
顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいいます。
- 建玉（たてぎょく）
新規注文により約定した取引のうち、最終決済の取引が成立していないものをいいます。
- デリバティブ取引（デリバティブとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- 店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

○ 店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

店頭外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

○ 店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

○ 特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券などに対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一部の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

○ 取引証拠金（とりひきしょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

○ 値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い評価替えを行い、評価損益を算出する手続きをいいます。

○ ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客さまはその価格で売り付けることができます。

○ 必要証拠金（ひつようしょうきん）

新規取引を開始するために必要な証拠金。イニシャルマージンともいいます。

○ 評価損益（ひょうかさんえき）

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。

○ 両建て（りょうだて）

同一の商品、同一の通貨組合せで買建玉と売建玉を同時に持つことをいいます。

○ ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉の決済日を繰り延べることをいいます。